

## 人権教育・啓発推進計画について

### 1 国の動向

国では、人権に関する諸条約の批准や、法整備を進め、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けて取組を進めてきました。

人権教育・啓発に関する施策については、1997年（平成9年）に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、これを踏まえ「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002年（平成14年）に策定されました。この基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。2011年（平成23年）に、同計画は改定され、内容に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。そして、2025年（令和7年）には、新たに「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」が策定され、(1)「ビジネスと人権」に関する記載を追加したこと、(2)「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理したこと、(3)「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加したこと、(4)「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたこと等が追加・変更されています。

#### ■人権関係の法整備

年	主な制度・法律
1997年（平成9年）	人権擁護施策推進法の施行
	「人権教育のための国連10年」に関する行動計画の策定
2000年（平成12年）	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
2002年（平成14年）	人権教育・啓発に関する基本計画の策定
2005年（平成17年）	犯罪被害者等基本法の制定
2006年（平成18年）	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）の制定
2007年（平成19年）	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正
2009年（平成21年）	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の制定
2011年（平成23年）	人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更
2012年（平成24年）	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定
2013年（平成25年）	いじめ防止対策推進法の制定
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定

年	主な制度・法律
2014年（平成26年）	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准
	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の制定
2016年（平成28年）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の制定
2020年（令和2年）	ビジネスと人権に関する行動計画の策定
2023年（令和5年）	こども基本法の施行
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ支援法）の施行
	性的指向及びジェンダーエイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の制定
	良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（ゲノム医療推進法）の施行
2024年（令和6年）	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の施行
2025年（令和7年）	人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）の策定

## 2 京都府の動向

京都府では、人権という普遍的文化を構築することを目標に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、2016年（平成28年）に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定され、複雑多様化する人権問題の解決に向けた取組が進められてきました。

2018年（平成30年）には、京都府の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の運用を開始し、市町村での同様の取組に向けた支援や企業等への働きかけが行われています。

その後、第2次推進計画については、新型コロナウィルス感染症の拡大による、誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化したことから、2021年（令和3年）に改定が行われています。

また、人権に関する啓発活動として、世界人権宣言75周年を記念して「共に守ろうあなたの権利 みんなの権利」をテーマに、「京都ヒューマンフェスタ」の開催や、「世界人権宣言75周年京都アピール」の発表やトークショー、国や人権擁護機関等、人権問題に取り組むNPOの活動紹介などが実施されています。

さらに、同和問題（部落差別）など様々な人権問題をテーマとした動画が作成され、人権ナビに研修用動画として掲載し、府・市町村・教育委員会職員や関係団体などで幅広く活用し、人権について考えるきっかけが得られるよう取り組まれています。

### 3 計画策定の趣旨

精華町では、2001年（平成13年）3月に「人権教育のための国連10年精華町行動計画」を、2006年（平成18年）3月に「精華町人権教育・啓発推進計画」を策定し、また、2017年（平成29年）3月に「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」（以下、第2次計画）を策定しました。

この計画では、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会の実現」を基本理念とし、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参画することにより、誰もが人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践するという意識が社会の隅々にまで浸透し、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め合う人権文化が構築された社会を目指し、取り組みを進めてきました。

第2次計画の策定後、人々を取り巻く社会情勢の変化に伴い、人権侵害事案は多様化、複雑化しています。第2次計画における取り組みや成果を踏まえ、社会の変化に対応し、新たに「第3次精華町人権教育・啓発推進計画」を策定します。

### 4 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき、精華町における人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

【人権教育・啓発推進法から抜粋】  
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、本計画は、計画の策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」や京都府の「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を踏まえるとともに、本市における関連計画との整合を図りました。

本計画は、「精華町第6次総合計画を上位計画とするとともに、分野別の人権問題の解決に向けた施策の推進にあたっては、「第3次精華町男女共同参画計画」や「精華町こども計画」「精華町第10次高齢者保健福祉計画 精華町第9期介護保険事業計画」「精華町第3次障害者基本計画 精華町第7期障害福祉計画 精華町第3期障害児福祉計画」など各分野の計画等と整合性を図りながら、人権に関する施策を効果的に実施・推進するものです。

### 5 計画期間

本計画は、2027年度（令和9年度）から2036年度（令和18年度）までの10年間を計画期間とします。